

資料配付の場所

国土交通記者会

筑波研究学園都市記者会

平成 18 年 4 月 21 日 同時配布

平成 18 年 4 月 21 日

記者発表

都市・地域整備局下水道部

国土技術政策総合研究所

下水処理場における水処理方法の一般評価の申請の開始について

平成15年の下水道法施行令改正により、下水処理場における水処理施設は計画放流水質の区分に応じて定められた方法により下水を処理する構造とすることとされています。また、新しく開発された水処理技術等、下水道法施行令等に定めのない処理方法の導入に際しては、これまで実績のない処理方法を採用する場合(評価5)と、実績はあるが一般化されていない処理方法を必要に応じて新たに下水道法施行令等に位置付ける場合(一般評価)についてそれぞれ評価を行うこととされています。

一般評価については、技術開発者の申請に基づいて国の評価委員会である水処理技術委員会において評価することとしており、今般、水処理技術委員会の事務局である国土技術政策総合研究所下水道研究部において申請の受付を開始しましたので、お知らせします。本年度の申請受付期間は、4月21日(金)から5月31日(水)までとなっています。申請方法の詳細については、同研究部下水処理研究室のホームページ(<http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/>)を参照して下さい。

問合わせ先：国土交通省 都市・地域整備局下水道部下水道企画課

下水道技術開発官 那須 基

03-5253-8111(内線 34162)、03-5253-8427(夜間直通)

国土技術政策総合研究所下水道研究部

下水処理研究室長 南山 瑞彦

029-864-3933